

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示（証票）の交付申請等における押印義務の見直しについて

1 見直しの概要

「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月 17 日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和2年7月 17 日閣議決定）」に基づき、政府全体として、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面への記名押印を求めていた義務付けが廃止され、公職選挙法施行規則その他関係法令が改正されました。

静岡県選挙管理委員会では、法令様式との整合性を図るため、政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正し、申請に使用する様式について、令和4年4月1日から押印義務を廃止する様式に改めることとしました。

これにより、署名や本人確認書類の提示等による申請等、申請者が自らにとって最も簡便な方法を選択し、申請等を行うことができるようになりました。

2 様式の主な改正点

(1) 押印欄の廃止

(2) 備考欄に追記される事項

- ①候補者等本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出
- ②その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出
- ③ただし、候補者等本人の署名その他の措置（※）がある場合は、この限りでない。
※申請者等本人の署名の場合、申請者等の本人確認書類は不要とされるものです。

3 押印義務を廃止した申請書

	様式番号	申請書等
1	様式第3号	証票交付申請書（候補者等）
2	様式第4号	証票交付申請書（後援団体）
3	様式第5号	証票再交付申請書（候補者等）
4	様式第6号	証票再交付申請書（後援団体）
5	様式第7号	証票廃止等届出書（候補者等）
6	様式第8号	証票廃止等届出書（後援団体）

4 申請名義人欄への記入方法(記入例及び本人確認書類等の有無)

以下のA～Cから、申請者等が最も簡便な方法を選択し、記入をお願いします。

申請名義人(※1) 欄への記入方法	申請名義人欄への記入例及び必要書類
A 申請名義人の署名 (本人又は代理人が届出する場合)	選挙 一郎(本人又は代理人本人確認書類不要)
B 申請名義人の記名(※2) (本人が届出する場合)	選挙 一郎 + 
C 申請名義人の記名 (代理人が届出する場合)	選挙 一郎 +  + 

※1:申請名義人とは、候補者等の申請書・届出書にあっては、候補者を、後援団体の申請書・届出書にあっては後援団体の代表者を指します。

※2:記名とは、署名以外の方法で氏名を記載することです。

<B及びCで提示又は提出を行っていただく本人確認書類(写し可)の例>

- 個人番号カード 住民票の写 戸籍謄本・抄本 旅券(パスポート) 運転免許証
- その他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書

本人確認書類の提出が必要な場合、書類ごとに本人確認書類1部を添付することを基本としますが、本人確認等が必要な書類を複数同時に提出するときは、1部添付すれば省略することを可能とします。

5 委任状について

委任状の様式は任意ですが、

- 届出等の名義人が届出等に係る事務を当該代理人に委任する旨
- 当該代理人に委任する事務の内容
- 代理人の氏名
- 届出等の名義人の署名又は記名押印

これらすべての記載がなされていることが必要です。

参考:別添委任状(例)